

1 議事日程

- 第1 議長の選挙
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 第12号議案 平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）
- 第6 第13号議案 北はりま消防組合消防施設整備基金条例制定の件
- 第7 第14号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（8名）

- 1番 林 晴 信 君
- 2番 衣 笠 利 則 君
- 3番 長谷川 勝 己 君
- 4番 河 崎 一 君
- 5番 村 井 公 平 君
- 6番 森 元 清 蔵 君
- 7番 長谷川 幹 雄 君
- 8番 辻 誠 一 君

4 欠席議員（なし）

5 説明のため出席した理事者（20名）

管理者

加 東 市 長 安 田 正 義 君

副管理者

西 脇 市 長 片 山 象 三 君

加西市長	西村和平君
多可町長	戸田善規君
加東市副市長	吉田秋広君
消防担当課長	
西脇市防災対策課長	岸本正昭君
加西市危機管理課長	石野隆範君
加東市防災課長	中村隆文君
多可町生活安全課長	竹内勇雄君
消防本部	
消防長	石古覚君
消防部長	山本貴也君
消防部長	上田昌善君
警防部長	徳岡恒夫君
西脇消防署長	芹生信弘君
加西消防署長	服部和明君
加東消防署長	小西優司君
多可消防署長	西田藤一君
企画財政課長	清瀬明彦君
警防課長	森脇義和君
救急課長	近田俊久君

6 出席事務局職員（3名）

総務課長	森本純生君
総務課課長補佐	安田英揮君
総務課主任	光明和彦君

○副議長（村井公平君）　　こんにちは。開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

日増しに寒さが厳しくなってきましたが、本日ここに第13回北はりま消防組合議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には御健勝にて御参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、加東市議会におきまして役員改選が行われ、当組合議員の交代もありました。現在、当組合議会の議長が欠けた状況にありますので、地方自治法第106条の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。何とぞ御理解を賜りまして、議事進行につきまして格別の御協力をいただきますよう、お願いを申し上げ、まことに簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

続きまして、管理者安田正義君から御挨拶をいただきます。

管理者。

○管理者（安田正義君）　　失礼します。本当に秋が深まってきたなというようなそんな思いでございます。と同時に、また寒さも加わってきておると、そういう状況でございますが、ここに第13回北はりま消防組合の臨時議会を招集させていただきましたところ、議員各位がおそろいで御参集を賜りました。心からお礼申し上げます。また、平素からこの組合の運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜っております。改めてお礼を申し上げる次第でございます。

報告でございますが、先般、残念ながら、西脇市と加東市におきまして、住宅火災がありまして、それぞれお一人ずつが亡くなられるという、こんなことがございました。今年になって、1月から10月末まで見ますと7人の方が亡くなられておる、こんな状況でございます。

これから寒さが加わると同時に、また、火気を取り扱うそういう機会も非常に多くございます。地域住民の皆さん方には、そういったところにつきましても、安全な状態で使用をいただく、このことがやっぱり一番大事ではないかなと、そういう啓発に取り組んでまいりたいというふうに思うところでございます。

本日、私どものほうから御提案を申し上げますのは、補正予算（第3号）を定める件、そして、これから先のこの北はりま消防組合のいわゆる施設整備に向けた、やはりその基金というものが必要になってこようというふうな思いがございまして、そういったところで条例制定を1件と、そしてまた、給与に関する条例の一部改正、この3件でございます。慎重審議賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

午後2時30分　開会

開 会 宣 言

○副議長（村井公平君）　　ただいまの議員の出席数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第13回北はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 議長の選挙

○副議長（村井公平君） 日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（村井公平君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。指名の方法については副議長が指名することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（村井公平君） 御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定しました。

議長に、長谷川勝己君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました長谷川勝己君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（村井公平君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました長谷川勝己君が議長に当選されました。

ただいま当選されました長谷川勝己君が議場におられますので、本席から議長の当選告知をします。長谷川勝己君、御挨拶をお願いいたします。

○議長（長谷川勝己君） ただいま皆様方から御推挙をいただき、議長の重責を担うことになりました加東市議会の長谷川勝己でございます。

微力ではございますが、皆様方の御支援、御協力を得ながら、議会の運営に誠心誠意努めてまいりたいと思っております。議員各位、理事者各位におかれましては、御協力を重ねてお願いを申し上げまして、簡単でございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（村井公平君） 議長が選出されましたので、副議長としての私の職務が終わりました。各位の御協力、本当にありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時35分 休憩

午後2時36分 開議

○議長（長谷川勝己君） 休憩を閉じ、会議を再開したいと思います。

ただいまより議長席をお預かりいたしますので、何とぞ皆様の御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

それでは早速でございますが、議事に入ります。

日程第2 議席の指定

日程第2、議席の指定を行います。

今回、加東市議会におきまして、当組合議会議員の変更があり、新たに2名の方が選出されておりますので、会議規則第3条第1項の規定により、本職において指定いたします。

3番、長谷川勝己、7番、長谷川幹雄君を指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（長谷川勝己君） 続いて日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第60条の規定により本職から指名いたします。5番、村井公平君、6番、森元清蔵君の両名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（長谷川勝己君） 続いて日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第5 第12号議案 平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第5 第12号議案 平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防部長、山本貴也君。

○消防部長（山本貴也君） それでは、第12号議案 平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）について、提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

まず提案理由ですが、第14号議案で提案しております北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する人件費の補正です。

それではお手元の補正予算書により説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,933万5,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,684万6,000円にいたすものでございます。

続きまして、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入は第7款繰入金を科目追加し、1,933万5,000円を補正計上いたします。

歳出は第3款消防費を1,933万5,000円を増額し、27億3,225万4,000円といたします。

次に、事項別明細書により説明申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入です。

第7款繰入金は財政調整基金繰入金1,933万5,000円とし、本補正では分担金及び負担金の追加を求めず、財政調整基金の繰入金で歳入を確保いたします。

9ページをお開きください。

歳出です。

第3款消防費は第1日常備消防費で1,933万5,000円を追加し、19億6,432万6,000円といたします。

内訳は給料は214万9,000円、職員手当は1,494万9,000円、共済費は181万8,000円、負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金は41万9,000円の追加となります。

11ページは給与費明細書でございます。

以上、第12号議案 平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第12号議案 平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第13号議案 北はりま消防組合消防施設整備基金条例制定の件

○議長（長谷川勝己君） 続いて、日程第6 第13号議案 北はりま消防組合消防施設

整備基金条例制定の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

消防部長、山本貴也君。

○消防部長（山本貴也君） それでは第13号議案 北はりま消防組合消防施設整備基金条例の制定の件について、提案理由とその内容について説明申し上げます。

提案理由ですが、条例制定の要旨をごらんください。

消防体制整備計画に基づく車両更新及び高機能消防指令センターの更新など、消防施設整備には多額の経費が必要となることから、消防施設の整備資金の基金化を行い、計画的な事業執行と、整備時の市町負担金の軽減を図ることを目的に、この基金条例を提案いたします。内容につきましては、議案書により説明いたします。

第1条は、設置の目的をあげております。第2条は、積み立てる額についての規定です。第3条は、管理方法についての規定で、有利な方法により保管すると規定しています。第4条は、運用利益の処理に関する規定で、基金の運用利益は、北はりま消防組合一般会計に繰り入れるものと規定しています。第5条は、繰りかえ運用につきまして規定しています。第6条は、処分に関する条項です。第7条の委任事項を加えまして、全7条の条例（案）でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、第13号議案の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

8番、辻議員。

○8番（辻 誠一君） それでは、何点かお尋ねをさせていただきたいと思うんですけれど、まず、消防体制整備計画に基づくこのたびの必要経費を基金に積んでおこうということなんですけれども、この基金っていうのはどのぐらいのテンポでどのぐらいの額をためる予定になっているのか。それと、この条例には、消防施設に供する施設の整備資金に充てるためとしか書いてありませんけれど、消防体制整備計画に基づくいろんなものに充てる予定の蓄えになるのか、その点、教えていただけますか。

○議長（長谷川勝己君） 消防部長。

○消防部長（山本貴也君） 基金の整備についてですが、どのぐらいまで貯めるかということにつきましては、今の提案説明の中にも言いましたが、高機能指令センター、その分につきまして7月から運用しております、滝野庁舎の3階の部分ですが、総額で5億円ほど要ることになります。ですから、次、更新しようと思えば、同じように5億円のお金が要するという形になります。

ただ、今、現状ですと、1億円ほど国庫補助金がございますので、財源を用意しなければならぬのは4億円。その4億円の半額、2億円は積み立てていきたいと考えておりま

す。2億円を積み立てるとい形になりますと、毎年2,000万で積み立てて、10年間で2億円となりますので、積み立てる毎年度の額は2,000万程度を積み立てていきたいと考えております。

それと、消防体制整備計画の中なんです、今、提案説明の中でも申しましたが、今考えておりますのは、消防車両の更新、こういうようなもので、計画的なものは予算化しておりますが、いつ故障して、急遽その分の整備をしなければならないということも出てくる可能性もあります。

それと、一番大きいのが先に申しました高機能指令センターの更新、その分についての資金を積み立てていくということを目的としたいと考えております。

○議長（長谷川勝己君） 辻議員。

○8番（辻 誠一君） そうしますと、このたびの基金っていうのは、主なものは高機能消防指令センターの次回更新のための資金をためておこうということが主というか、そのための基金整備だということになると思うんですけど、消防体制整備計画平成26年から平成35年度版にはいろんなことが書いてございますけれども、例えば、整備計画の23ページには駐在所については今後、消防体制のあり方を再考し、充実させる方向で検討をしていくと。例えば、こういう記述があるんですね。こういうものも、一定やっぱりそれなりの資金を要すると思うんですけど、計画的に蓄えておいて、充実させるっていうんだから、当然そういう意味でいったら、消防ポンプ自動車を配備をして、例えば現在、加美駐在所は、この間まで一人だったものが、平成26年4月から3人に増員をされておりますけれども、消防ポンプの運用人数っていうのは、同じこの計画の中の51ページに書いてありましたけれども、5人で運用しますよっていうことになってますんで、例えば、加美駐在所に消防ポンプ自動車を配備しようと思うと、あと二人増やさないといけないし、そういうものを置いていくような施設にもしなければいけませんよね。これは多額な金額が要すると思うんですけど、こういうものもやっぱり見据えて、貯めるんなら貯めておくっていうことが必要ではないのかなと、こういうふうに思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（長谷川勝己君） 消防長。

○消防長（石古 覚君） ただいまの8番議員さんの御質問にお答えいたします。

消防体制整備計画の中に、今例に挙げられました、その中に駐在所等の整備という形のものが書かれておると。その中で、そういう形のものについても充てるべきではないかというようなことだったと思うんですけども、とりあえず、この施設整備基金については、先ほども説明しましたとおり、まず第一には消防指令センターの更新、これを第一目標に、大きな金額が発生しますので、それに充てていこうと。それと、第二には、消防車両につきましてですが、これらにつきましては、更新はこの計画の中に含まれておりますので、順次更新は予算化されていきますが、それ以外に多額な経費が要する、例えば、特殊車両、

はしご自動車などにつきましては、もし、大きな故障等が発生するときには、千万単位の金額が発生してくると、こういうことになってきますので、そういうふうな特別な場合にこの基金も使用できるというような状況で今は考えておるといことで、とりあえずは、消防指令センターの分と、車両もその一部、故障等に充てるという形のを今は想定しております。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） 8番、辻議員。

○8番（辻 誠一君） その消防指令センターの更新のために、ある程度資金をためておくということに異論があるわけではありませんよ。それはそうしたらいいと思うんです。そうしたらいいと思うんですけれど、この間整備したばかりのその消防指令センターのこの先、何年あれがもつのか、どのぐらいの期間で更新しなければいけないのかっていうことは、ちょっとわかりませんが、この間整備したばかりの指令センターのそこばかりに重点を置いて、現実問題として火災が発生したときに即対応しなければいけない現場っていうのが、何か置き去りにされてるような気がするわけです。この消防体制整備計画の中には、消防団との連携ということも書いてございます。皆さんも熟読されてることだと思いますけれども、47ページにはその消防団との連携ということで、課題までちゃんと列記してありまして、働き方の変更、あれですとか、少子化、高齢化っていうことで団員の数も減少する中で、OBの活用も必要だと。あるいは消防団との連携をさらに評価するため、構成市町に応じた積極的な支援、協力体制を構築しますとまでうたってあるわけですよ。こういうものには、やっぱり北はりま消防組合としてそれなりの資金が必要になってくると思うんで、やっぱりそういうトータルの消防体制整備計画でうたってる、それも35年度までの計画ですから、そういうものを実現するためには、こんだけのお金が必要でと、だから、何年度にはここにこれだけのお金が必要し、何年度にはここにこれだけのお金を使わなんから、やっぱりこういうふうに計画してためとかなあかんでっていう、そういう計画でもって、せっかくつくる基金なら、つくるべきでないのかなと。この間つくったばかりのあの立派な指令センターね、それは10年もたったら、最新のものではなくって更新せんなんちゅうことになるのかもしれないけど、あれが要らんとは言いませんよ、とは言いませんけど、あそこの画面でどこで火災が発生して、今どこに消防車があってって、わかったって、現実走っていく消防車がなかったり、火を消しに行く体制が整ってなかったら、役に立たんでしょう。だから、やっぱりそういう北はりま圏域、広いんで、ちゃんと隅々まで行くように、整備できるようにっていうことで、消防体制整備計画というのまでこさえとるわけですから、こういうものがちゃんと生かされるような計画を立てて、その資金のために、こんだけためとかなんねやと。余計なことをもう一言言うと、その中には、当然、その消防団のOBも活用しましょっていうんだから、サイレン吹鳴についてもこういうことをやりますよとか、そういうものがこの北はりまでやり

ますよとかいう、そういうトータルの計画をぜひ立てて、その必要な資金について検討するというのが、あるべき姿でないのかなと、こういうふうに思うんですけど、消防長、その辺は、この条例そのものに反対しませんけど、そういうことも踏まえて計画を立てて、蓄えるなら蓄えていただきたいと、こう思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（長谷川勝己君） 消防長。

○消防長（石古 覚君） 先ほどの御質問に対してですが、まず、この消防体制整備計画についての内容で御質問が大分ありました。

その中で、車両、それと庁舎関係の整備という形のもの大きな柱になっておりますが、まず、車両につきましては当然更新時期等も定めまして、いついつにはどの車両を更新していく、更新基準を定めまして、いついつに更新するというのも決めておりますので、それに基づいて予算化をされるという形になります。

ただ、この消防車両につきましては、今後、これを効率化を図るために少なくしていくのか、または、いやいや今後は増強をしていくのかというのは、今検討会を立ち上げてきておりますので、そういうところにもまた反映されるんじゃないかなとは思っています。

それと、庁舎の関係なんですけど、これにつきましては、整備計画の22ページにもちょっとあるんですけど、合併特例債の活用、有効期限までである平成32年度までに加西市を除く2市1町の消防庁舎については一定のレベル、特例債の償還期間内に新築、建替え、大規模修繕、改築の必要のない状態までするというところまでも明記されておまして、これにつきましては、事業主体は組合となっておりますが、整備に必要な事業費は消防庁舎所在市町の負担としますということも明記されております。そういう形のもので、庁舎は今後整備していこうということに今はなっています。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第13号議案 北はりま消防組合消防施設整備基金条例の制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第14号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

○議長（長谷川勝己君） 続いて、日程第7、第14号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防部長、上田昌善君。

○消防部長（上田昌善君） それでは、第14号議案、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

一部改正の要旨をごらんください。

改正理由でございますが、人事院では、本年8月7日、官民の給与較差を考慮して、若年層に重点を置きながら幅広く給料表の水準引き上げを行うとともに、給料表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合見直しにより、給料表の水準の引き下げ等の改正を行うことを勧告しております。これを受けまして、政府では、人事院勧告を尊重し、勧告どおり改定といたしたところであります。

このような状況の中、北はりま消防組合におきましても、職員の給与改定につきまして、私どもの地域の経済情勢や財政状況も大変厳しい状況ではあります。人事院、兵庫県人事委員会及び構成市町の状況を勘案しながら慎重に検討しました結果、国家公務員に準拠した給与改定を行うべきものと判断いたしました。

それでは、条例の改正内容について御説明を申し上げます。

第1条関係「公民較差等に基づく給与水準改定」について、ア、給料表の引き上げにつきましては、人事院の行った職種別民間給与実態調査によりますと、民間でベースアップを実施した事業所が増加するなど賃金引き上げの動きが見られたことにより、本年4月分の月例給が国家公務員給与の平均を上回る結果となり、そのことから月例給を7年ぶりに引き上げる内容となりました。給料引き上げによる影響額は、214万9,000円となります。イ、通勤手当の引き上げにつきましては、人事院調査において現行の手当額が民間の支給額を平均で10%以上下回っていることから、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げます。影響額としましては、支給対象職員193名で、220万6,000円となります。ウ、勤勉手当の引き上げにつきましては、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の好調な支給状況を反映して、民間が公務を0.17カ月上回る結果となったことから、0.15カ月引き上げ、年4.10カ月といたします。今年度は既に6月分が支給済みですので、12月分を現行0.675カ月を0.825カ月に引き上げます。ただし、次年度以降は6月、12月を均等にし、0.75カ月といたします。影響額としましては、1,274万3,000円となります。

次に、第2条関係の給与制度の総合見直しについて、ア、給料表の引き下げについて

ですが、平成18年から平成22年度にかけて給与構造改革が実施され、ある一定の成果があり、今般、先ほど申し上げたように、本年4月より給与改定が勧告されました。が、しかし一方で公務員給与はやはり高いのではないかとの指摘があり、人事院で実情を把握したところ、都道府県別の賃金の平均値が低い方から4分の1となる12県を一つのグループとして、そこに勤務する国家公務員と民間従業員の給与について較差を求めました。その結果、この官民較差と全国の較差との率の差は、2.18ポイントでありました。このことから、俸給表の水準を平均2%引き下げることとなりました。現在の職員構成で、給料計算しましたところ、1カ月当たり59万3,000円減となります。

次に、イ、平日深夜勤務に対して、管理職員特別勤務手当につきましては、現行制度では、管理監督職が週休日等に勤務した場合にのみ管理職員特別勤務手当が支給されるとなっておりますが、もとより時間外の縮減に向けて取り組みを進めていく必要がありますが、災害への対処その他の臨時または緊急の必要により管理監督職がやむを得ず平日の午前0時以降深夜に勤務した場合に支給することといたします。ちなみに、当消防組合の管理監督職員は42名在籍しております。

ウ、単身赴任手当の引き上げにつきましては、現行の基礎額2万3,000円は民間平均支給額3万8,899円を下回っており、さらに民間においては、配偶者の住居への帰宅回数は年間12回以上となっておりますが、国家公務員は年間9回であることから引き上げられたものです。

現在、当消防組合には単身赴任手当の支給対象となる職員はおりません。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げます。

新旧対照表、第1条関係をごらんください。第1条関係では、第9条第2項中、職務の級「6級」を「7級」に改めるものであります。次に、第19条第2項第2号中、通勤手当額を使用距離の区分に応じて、100円から7,100円までの幅で改めるものであります。

次に、第30条第2項第1号中、勤勉手当の支給割合「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改め、附則第10項中、給与の減額についての経過措置に係る勤勉手当減額率「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改めるものであります。

次に、別表、給料表を次のように改めるものであります。

次に、新旧対照表、第2条関係をごらんください。

第2条関係では、第15条第3項中、管理職員特別勤務手当に係る「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中、「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加えます。第2項「前項に規定する場合のほか、管理職手当を受ける職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により休日等

以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。」

次に、第20条第2項中、単身赴任手当の月額「23,000円」を「30,000円」に、加算額「45,000円」を「70,000円」に改めるものであります。

次に、第30条第2項第1号中、勤勉手当の支給割合「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改めるものであります。

次に、附則第7項中、給与の減額についての経過措置に係る期間「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改め、第10項中、給与の減額についての経過措置に係る勤勉手当減額率「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の82.5」を「100分の75」に改めるものであります。

次に、別表、給料表を次のように改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定にあっては平成27年4月1日から施行、第1条の規定のうち給料表及び通勤手当に係る改正につきましては、平成26年4月1日にさかのぼって適用することとしております。

また、当組合の各構成市町においては、人事院勧告に基づく給与改正につきましては、次回開催の議会に上程される予定であります。

以上、簡単ではございますが、第14号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第14号議案 北はりま消防組合職員の給料に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもって、第13回北はりま消防組合議会臨時会を閉会といたします。

午後3時03分 閉会

挨拶

○議長（長谷川勝己君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

今期臨時会に付議された案件について、議員各位の慎重な御審議により、滞りなく議了できましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

管理者以下執行者におかれましては消防組織、施設の充実につながるよう、一層の御精進をされますことを願うものでございます。

議員各位におかれましても、体調管理には十分御留意されまして、ますます御健勝にて新年をお迎えになりますことを祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

管理者挨拶。

安田正義君。

○管理者（安田正義君） 先ほどの、第13回の北はりま消防組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御礼申し上げます。

ただいまは私どもが提案申し上げました3件につきまして、それぞれ原案のとおり決定をいただきました。心からお礼申し上げます。

これから、いよいよ本当に寒さが加わってまいります。きのうまでの3連休は非常に穏やかであったというふうに思っておりますが、きょうはこのような形で雨天の状況でございます。これから、一雨ごとに寒さが加わってまいります。議員各位におかれましては御自愛の上、御精励を、そしてまた御活躍を心からお祈りをするところでございます。

私どもとしまして、地域住民の安全・安心のために誠心誠意、取り組んでまいりたいと思います。そしてまた、ただいま審議の中で御意見等を賜りましたそういったことを参酌しながら、これから事業に取り組んでまいる所存でございます。何とぞ引き続きましての御支援、御協力をお願い申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（長谷川勝己君） 管理者の挨拶が終わりました。

これをもって散会いたします。

本日は御苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長

長谷川 勝 己

北はりま消防組合議会副議長

(会 議 録 署 名 議 員)

村 井 公 平

会 議 録 署 名 議 員

森 元 清 蔵